

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によつて、広島市から、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画（平和大通り地区、リバーフロント地区、都心幹線道路沿道地区）の変更に係る同法第四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県土木建築局都市計画課において縦覧に供する。

令和四年七月十四日

広島県知事 湯崎英彦